



スカパーJSAT  
SAD-01-23-001

# EsBirdサービス 契約約款

第11版  
(令和5年4月)

スカパーJSAT株式会社

## E s B i r d サービス契約約款・目次

第1章 総則	1
第1条 約款及び料金表の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 E s B i r d サービスの内容	3
第4条 E s B i r d サービスの品目等	3
第5条 E s B i r d サービスの提供に使用する人工衛星	3
第6条 E s B i r d サービスのサービス提供区域	4
第7条 使用する周波数	4
第8条 専用回線の一端	4
第9条 E s B i r d 地球局設備等	4
第10条 無線局の免許の申請等	5
第11条 無線従事者の選任	6
第3章 契約	7
第1節 契約申込及びネットワーク契約の締結	7
第12条 ネットワーク契約の単位等	7
第13条 サービス期間	7
第14条 E s B i r d 地球局設備等の貸与期間	7
第15条 契約申込の方法	7
第16条 E s B i r d 地球局設備等の種類、契約後の納期	8
第17条 利用開始予定日等	8
第18条 契約申込の承諾	8
第2節 契約者が行うネットワーク契約事項等の変更の請求	9
第19条 サービス品目の追加等の請求	9
第20条 利用開始予定日の変更の請求	9
第21条 E s B i r d 地球局設備等の変更等の請求	9
第22条 変更の請求に対する承諾	9
第23条 E s B i r d 地球局設備等の仕様追加	10
第24条 E s B i r d 地球局設備等のメーカー指定	10
第25条 E s B i r d 地球局設備等の予備品の貸与	10

第 26 条 保守業者の指名及び保守契約の締結	10
第 3 節 周波数帯域幅超過によるネットワーク契約の変更	10
第 27 条 周波数帯域幅の変更	10
第 4 節 当社が行うネットワーク契約の変更	11
第 28 条 トランスポンダの使用不能に伴うネットワーク契約の変更	11
第 5 節 E s B i r d サービスの利用開始日等	11
第 29 条 地球局の運用開始可能日	11
第 30 条 利用開始日	11
第 31 条 追加となる E s B i r d 地球局設備等の供用開始日等	12
第 6 節 ネットワーク契約等の解除	13
第 32 条 当社が行うネットワーク契約の解除	13
第 33 条 契約者が行うネットワーク契約の解除	13
第 4 章 E s B i r d サービスの提供の中止及び停止	15
第 41 条 サービス提供の中止	15
第 42 条 サービス提供の停止	15
第 5 章 接続等	17
第 43 条 他社回線との接続	17
第 6 章 専用回線の利用の制限	18
第 44 条 専用回線の利用の制限	18

第7章 料金等	19
第1節 料金	19
第45条 料金	19
第2節 料金等の支払義務	19
第46条 周波数帯域幅利用料の支払義務	19
第47条 ネットワーク利用料及び 延長ネットワーク利用料の支払義務	19
第48条 ネットワーク登録料の支払義務	20
第49条 モデムカード増加料の加算	20
第50条 予備品貸与料の加算	20
第51条 仕様追加料の加算	20
第52条 メーカー指定料の加算	20
第53条 設定変更等作業料の支払義務	21
第54条 設備交換料の支払義務	21
第55条 無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払義務	21
第56条 支払いを要しない料金	21
第57条 解除料の支払義務	21
第58条 ネットワーク登録料の全額支払義務	22
第59条 取消料の支払義務	22
第3節 料金の計算	22
第60条 料金の計算方法	22
第4節 割増金及び延滞利息	22
第61条 割増金	22
第62条 延滞利息	22
第5節 違約金	23
第63条 違約金	23
第8章 保守	24
第64条 地球局の検査及びE s B i r d地球局設備等の点検	24
第65条 契約者の維持責任	24
第66条 契約者の切分責任	24
第67条 専用回線の修理又は復旧の順位	24

第9章 損害賠償等	26
第68条 責任の制限	26
第69条 免責	26
第10章 EsBird地球局設備に係る保険	27
第70条 保険付保	27
第71条 修理費用の補填等	27
第72条 解除料の免除	27
第73条 第三者損害賠償保険の取扱い	27
第74条 調査等への協力	27
第11章 その他の提供条件	28
第75条 通信の秘密保護	28
第76条 EsBird地球局設備等の据え付けに関する申請等	28
第77条 EsBird地球局設備等の保管及び運用等	28
第78条 電波干渉対策に要する工事等	29
第79条 他人に利用させる場合の契約者の義務	29
第80条 技術参考資料の閲覧	29
第81条 法令に規定する事項	29
第82条 その他の提供条件	29
附則	30

# 第1章 総則

## (約款及び料金表の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、この EsBirdサービス契約約款EsBird サービス契約約款細則（以下「細則」といいます。）を含みます。以下「約款」といいます。）及び EsBird サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に基づいて EsBird サービスを提供します。

## (約款の変更)

第2条 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合には、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を契約者に周知するものとします。

## (用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信を行うための回線
4 EsBird サービス	この約款に基づくネットワーク契約の締結により指定された区間において当社が設置する電気通信回線等を使用して行う電気通信サービス
5 契約申込	ネットワーク契約の申込
6 ネットワーク契約	EsBird サービスを利用するための契約
7 契約申込者	契約申込をした者
8 契約者	ネットワーク契約を締結している者
9 専用回線	ネットワーク契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
13 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
14 人工衛星	当社が保有、運用する人工衛星
15 トランスポンダ	人工衛星に搭載された EsBird サービスに係る電波中継器（送受信アンテナを含みます。）

16	無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
17	無線局	電波法に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものは除く。
18	人工衛星局	EsBird サービスの提供に係る電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。）に規定される人工衛星に開設する無線局
19	地球局	EsBird サービスの提供に係る電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
20	地球局設備	EsBird サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号の変調器又は復調器（他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置）にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
21	受信専用設備	EsBird サービスの提供に係る受信のみを目的とする無線設備で、アンテナからベースバンド信号の復調器（他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置）にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
22	センター局	EsBird 地球局設備等の監視、制御機能を有し、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据え付ける地球局設備の主局
23	サブセンター局	EsBird 地球局設備等の監視、制御機能を有し、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据え付ける地球局設備の副局
24	モデムカード	センター局又はサブセンター局の制御をうけ、衛星回線を介して地球局設備間のIPデータ通信を行う変復調装置。
25	EsBird 地球局設備	センター局又はサブセンター局の制御を受け、機能する地球局設備（モデムカードを含む。）
26	EsBird 地球局設備等	EsBird 地球局設備及び受信専用設備
27	アップリンク	地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線
28	ダウンリンク	人工衛星局から地球局設備へ無線伝送する回線
29	トランスポンダの使用不能	トランスポンダが細則14（トランスポンダ技術仕様）に定める仕様を維持できなくなった状態
30	消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を合算した額

## 第2章 EsBirdサービスの内容

(EsBirdサービスの品目等)

第4条 EsBirdサービスの品目は、次のとおりです。

品 目		内 容
EsBird-IPサービス	双方向通信サービス	人工衛星による電波中継において、ネットワーク契約により定めた周波数帯域幅を上限として、回線接続要求時に任意の周波数を割り当てることで専用回線を設定する方式(DAMA方式)を用いたIPパケット通信方式による2地点間の双方向型のデータ通信サービス
	一斉配信サービス	人工衛星による電波中継において、ネットワーク契約により定めた周波数帯域幅を上限として、回線接続要求時に任意の周波数を割り当てることで専用回線を設定する方式(DAMA方式)を用いた、IPパケット通信方式による一斉配信型のデータ通信サービス

2 一斉配信サービスは、双方向通信サービスを契約している契約者のみが利用できるサービスとして提供します。

3 双方向通信サービス及び一斉配信サービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
回線割当制限	ネットワーク契約に定めた周波数帯域幅を超えて、要求のあった専用回線の割当は行わないもの。
回線割当非制限	第1項の規定に拘わらず、ネットワーク契約に定めた周波数帯域幅を超えて、EsBirdサービスの提供に係るトランスポンダの余剰周波数帯域等を勘案して、可能な限り、要求のあった専用回線の割当を行うもの。

4 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの利用においては、次の何れかを指定いただきます。

- (ア) 双方向通信サービスについてのみ、回線割当制限を行うもの。
- (イ) 双方向通信サービスについてのみ、回線割当非制限を行うもの。
- (ウ) 双方向通信サービス及び一斉配信サービスについて、統一的に回線割当制限を行うもの。
- (エ) 双方向通信サービス及び一斉配信サービスについて、統一的に回線割当非制限を行うもの。

(EsBirdサービスの提供に使用する人工衛星)

第5条 EsBirdサービスの提供に使用する人工衛星は、当社が指定します。

- 2 EsBirdサービスの提供に使用する人工衛星により、EsBirdサービスを提供できなくなった場合、当社は、EsBirdサービスの提供が可能な他の人工衛星により、EsBirdサービスを提供します。この人工衛星の変更については、あらかじめ契約者に書面で通知します。但し、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(EsBird サービスのサービス提供区域)

第6条 EsBird サービスのサービス提供区域は、日本全国とします。

(使用する周波数)

第7条 EsBird サービスに使用する周波数は、当社が指定します。

(専用回線の一端)

第8条 当社は、センター局又はサブセンター局から、人工衛星を介し、契約者が指定した地点等に EsBird 地球局設備等を設置し、これを専用回線の一端とします。

- 2 当社は、前項の地点等を定めるときは契約者と協議します。

(EsBird 地球局設備等)

第9条 契約者は、当社に対して EsBird 地球局設備等の各々について、利用する EsBird サービスの品目、モデムカードの伝送速度等、EsBird 地球局設備等の標準仕様を決定するのに必要な事項及び EsBird 地球局設備等の受渡し場所を指定していただきます。

- 2 当社は、第18条(契約申込の承諾)第1項第(3)号に規定される EsBird 地球局設備等を契約者に貸与します。
- 3 契約者は、当社が貸与する EsBird 地球局設備等以外の地球局設備及び受信専用設備で EsBird サービスを利用することができません。
- 4 EsBird 地球局設備等の受け渡しは、第1項で契約者が指定する受渡し場所での運搬車輛上とします。なお、EsBird 地球局設備等を第1項で契約者が指定する受渡し場所まで搬送する費用については、当社が負担します。
- 5 当社は、前条(専用回線の一端)第1項の規定に基づき当社が設置する EsBird 地球局設備等について、当社の責任と負担において、仕様を決定し、調達します。契約者は、EsBird 地球局設備等の据付け(前項の受け渡しに係る作業を含みます。)、撤去取り外し工事を契約者の責任と負担で行っていただきます。
- 6 契約者は、EsBird 地球局設備等について、別に定める「EsBird 地球局設備等の提供条件」を遵守していただきます。

- 7 EsBird 地球局設備等を追加、変更、取り換え、撤去（貸与期間終了による撤去も含みます。以下同じ とします。）又は移転するときは、その追加、変更、取り換え、撤去又は移転に係る設備についても前6項を適用します。
- 8 契約者は、前項又は I P アドレスの変更等その他の場合で、EsBird 地球局設備等の設定変更等が必要になった場合は、設定変更等を行う日の 1 か月前までに、当社にその設定変更等の作業を依頼していただきます。本項に基づく設定変更等作業については、第 53 条（設定変更等作業料の支払義務）に基づき、設定変更等作業料を支払っていただきます。
- 9 契約者は、EsBird 地球局設備等を適正な状態に保つため、当社が認定した保守業者と速やかに保守契約を締結の上、契約者の責任と負担により保守作業を行っていただきます。
- 10 契約者は、EsBird 地球局設備等が故障又は滅失若しくは毀損等したときは、当社が指定する期日までに、契約者の責任と負担において、その交換、修理その他の工事等を行っていただきます。また、その復旧のため EsBird 地球局設備等の無線局免許に影響を与えるような主要な部分を構成する機器（以下「交換機器」といいます。）が必要になった場合、当社は契約者にその交換機器を貸与し、契約者はその交換機器により EsBird 地球局設備等を復旧していただきます。  
なお、契約者は当社から交換機器の貸与を受けたときには、第 54 条（設備交換料の支払義務）に基づき、設備交換料を支払っていただきます。
- 11 契約者は、EsBird 地球局設備等又は交換機器の変更、取り換え、撤去などにより、EsBird 地球局設備等又は交換機器の利用を取り止めた場合は、その EsBird 地球局設備等又は交換機器を当社に返却していただきます。
- 12 前項の場合、EsBird 地球局設備等又は交換機器は当社が搬送し、EsBird 地球局設備等又は交換機器の受け渡しは、契約者が指定する受渡し場所での運搬車輦上とします。
- 13 契約者は、当社が貸与する EsBird 地球局設備等の数の管理を行い、当社から依頼があった場合、その時点で契約者が貸与を受けている EsBird 地球局設備等の数の確認を行い、書面にて報告するものとします。
- 14 当社が契約者に貸与する EsBird 地球局設備等の瑕疵担保期間は、第4項による受け渡し後 1 年間とし、当該期間内に契約者が当社に通知した当該 EsBird 地球局設備等の瑕疵については、第 10 項の規定にかかわらず、当社の責任と費用により交換又は修理を行います。

（無線局の免許の申請等）

第 10 条 当社は、EsBird サービスの提供に係る地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、EsBird サービスの提供に係る地球局及び人工衛星局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。また、当社は、当社が必要と認めた場合、受信専用設備について電波法上の手続きを行います。

(無線従事者の選任)

第 11 条 EsBird サービスの利用に係る地球局の操作について、無線従事者（電波法及び無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。）が必要となる場合は、その無線従事者は契約者に指定していただきます。

2 前項の規定により契約者が指定した無線従事者は、当社が選任又は解任します。

## 第3章 契約

### 第1節 契約申込及びネットワーク契約の締結

(ネットワーク契約の単位等)

第12条 当社は、一のネットワーク契約ごとに指定されたサービス品目の電気通信回線を設定し、契約者へ EsBird 地球局設備等を貸与し、EsBird サービスを提供します。

2 一のネットワーク契約について契約者は1人とします。

(サービス期間)

第13条 EsBird サービスを利用できる期間（以下「サービス期間」といいます。）の起算日は、第30条（利用開始日）第1項に規定する利用開始日とし、サービス期間の終了日は、ネットワーク契約に規定する全ての EsBird 地球局設備等の貸与期間が終了する日とします。

2 前項の規定にかかわらず、第32条（当社が行うネットワーク契約の解除）又は第33条（契約者が行うネットワーク契約の解除）に基づき、ネットワーク契約が解除となったときは、その解除日をもってサービス期間が終了したものとします。

(EsBird 地球局設備等の貸与期間)

第14条 EsBird 地球局設備等の貸与期間については、5年間又は10年間のどちらかを契約者に選択していただきます。

2 EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日は、EsBird 地球局設備等について契約者が検収を行った日とします。ただし、第30条（利用開始日）第1項に定める利用開始日以降の日としていただきます。

3 契約者は、EsBird 地球局設備等について、書面で貸与期間の延長を当社に申し出ることができません。延長する貸与期間は、1年間又は5年間のいずれかを契約者に選択していただきます。

4 当社は、前項の申出があった EsBird 地球局設備等について、EsBird サービスの提供に支障がない場合に限り、貸与期間の合計で10年間を上限として貸与期間の延長をします。

5 EsBird地球局設備等の貸与期間は、10年間を上限とします。貸与期間が10年間経過した EsBird地球局設備等については、契約者はこれを当社に返却し、第21条（EsBird 地球局設備等の変更等の請求）に基づき新たなEsBird地球局設備等の提供を受けるものとします。

(契約申込の方法)

第15条 契約申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の EsBird サービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) サービスの品目
- (2) 周波数帯域幅及び回線割当制限又は回線割当非制限の何れか並びにその対象品目

- (3) EsBird 地球局設備等の種類及び仕様決定に必要な事項（モデムカードの速度/数他）
- (4) EsBird 地球局設備等の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (5) EsBird サービスの利用開始希望日
- (6) その他契約申込の内容を特定するための事項

(EsBird 地球局設備等の種類、契約後の納期)

第 16 条 EsBird 地球局設備等の種類により、それぞれの契約後 EsBird 地球局設備等の納期を次のとおりとします。ただし、世間情勢によるEsBird 地球局設備等の各種部品の供給不足や、その他当社責によらない事由による納期遅延又はその懸念がある場合はこの限りではありません。

種類	契約後の納期
固定地球局設備	契約後 10 ヶ月での EsBird 地球局設備等の第 9 条第 4 項で指定される運搬車輦上（以下「運搬車輦上」といいます。）での受け渡し
可搬地球局設備	契約後 8 ヶ月での EsBird 地球局設備等の運搬車輦上での受け渡し
車載型移動地球局設備	契約後 12 ヶ月での EsBird 地球局設備等の運搬車輦上での受け渡し
上記以外の仕様の設備	契約後 12 ヶ月での EsBird 地球局設備等の運搬車輦上での受け渡し

(利用開始予定日等)

第 17 条 第 15 条（契約申込の方法）第（5）号の利用開始希望日を基準に、EsBird サービスの提供に係る電気通信設備の有無、無線局の免許の取得の見込み等を考慮し、当社は契約申込者と協議の上、EsBird サービスの利用開始予定日（以下「利用開始予定日」といいます。）を定めます。

- 2 当社は、EsBird 地球局設備等のうち、第 30 条（利用開始日）の規定に基づく EsBird サービスの利用開始日の判定の基準に用いる EsBird 地球局設備等（以下「サービスイン判定設備」といいます。）を契約申込者と協議の上定めます。

(契約申込の承諾)

第 18 条 当社は、契約申込に対して、契約申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定のネットワーク契約書の締結をもって承諾します。

- (1) サービスの品目
- (2) 周波数帯域幅及び回線割当制限又は回線割当非制限の何れか並びにその対象品目
- (3) EsBird 地球局設備等の種類及び仕様
- (4) EsBird 地球局設備等の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (5) EsBird サービスの利用開始予定日
- (6) サービスイン判定設備
- (7) その他ネットワーク契約の内容を特定するための事項

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあった EsBird サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込のあった電気通信回線を設定し、又は申込のあった契約期間に渡って電気通信設備を保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込のあった利用開始希望日に EsBird サービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 契約申込者が EsBird サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要すること

となった EsBird サービスの料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。) いずれかの支払いを過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 申込のあった EsBird サービスを提供することによって、当社が電波法及び放送法(昭和 25 年法律第 132 号。以下「放送法」といいます。)に規定する放送を行うこととなるとき。

(6) EsBird サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

## 第 2 節 契約者が行うネットワーク契約事項等の変更請求

(サービス品目の追加等の請求)

第 19 条 契約者は、サービス品目の追加、周波数帯域幅の変更請求を行う場合は、サービス品目の追加、周波数帯域幅の変更を行おうとする日の 6 か月前までに行っていただきます。但し、双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスについて、回線割当非制限を選択した契約者は、周波数帯域幅の縮小に係る変更の請求を行う場合は、第 27 条(周波数帯域幅の変更)の規定を遵守頂きます。

2 当社は契約者と協議の上、追加となるサービス品目の利用開始予定日を定めます。

(利用開始予定日の変更の請求)

第 20 条 契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。

但し、利用開始予定日を延期することはできません。

2 前項の但し書きは、前条第 2 項の場合において準用します。

(EsBird 地球局設備等の変更等の請求)

第 21 条 契約者は、EsBird 地球局設備等の追加、利用の取り止め、変更、取り換え、移転又は撤去並びにその設置予定場所及び据付け完了予定日の変更の請求ができます。

2 契約者は、EsBird 地球局設備等のモデム筐体に装填するモデムカードの数を増加する請求ができます。なお、モデムカードの数の増加については、第 49 条(モデムカード増加料の加算)に基づき、モデムカード増加料の支払いを行っていただきます。

3 前 2 項の規定にかかわらず、契約者の責によりサービスイン判定設備の据付け完了予定日を変更することによって EsBird サービスの利用開始予定日に EsBird サービスの提供の開始ができなくなると当社が認めた場合は、その変更の請求はできません。

(変更の請求に対する承諾)

第 22 条 当社は、契約者より前 3 条の規定に基づいて契約事項の変更の請求があったときは、EsBird サービスの提供に支障のない限り、第 18 条(契約申込の承諾)規定に準じて承諾します。

(EsBird 地球局設備等の仕様追加)

第 23 条 契約者は、EsBird 地球局設備等について、当社が定める標準仕様以外の仕様追加をすることを請求できます。

- 2 前項の請求があった場合、当社は、EsBird サービスの提供に支障のない限り、これを承諾します。その場合は、契約者は、第 51 条（仕様追加料の加算）に基づき、仕様追加料を支払っていただきます。

(EsBird 地球局設備等のメーカー指定)

第 24 条 契約者は、EsBird 地球局設備等について、そのメーカーを指定することを当社に請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、当社は、EsBird サービスの提供に支障のない限り、これを承諾します。その場合は、契約者は、第 52 条（メーカー指定料の加算）に基づき、メーカー指定料を支払っていただきます。

(EsBird 地球局設備等の予備品の貸与)

第 25 条 契約者は、EsBird 地球局設備等について、予備品の貸与を請求できます。

- 2 契約者は、EsBird 地球局設備等の予備品の貸与を受けるときは、この約款に定める EsBird 地球局設備等について規定する事項をその予備品に対して同様に遵守するものとします。
- 3 第 1 項の請求があった場合、当社は、EsBird サービスの提供に支障のない限り、これを承諾します。その場合は、契約者は、第 50 条（予備品貸与料の加算）に基づき、予備品貸与料を支払っていただきます。

(保守業者の指名及び保守契約の締結)

第 26 条 契約者は、EsBird 地球局設備等の保守業者について、当社が認定した保守業者の中から指名し、当社に事前に通知した上で、当該保守業者と速やかに保守契約を締結していただきます。

### 第 3 節 周波数帯域幅超過によるネットワーク契約の変更

(周波数帯域幅の変更)

第 27 条 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスについて回線割当非制限を選択して利用する契約者は、1 日のうち利用した周波数帯域幅の最大値（5 分毎のサンプリングで求めます。）の暦月における平均値（以下「月平均最大周波数帯域幅」といいます。）が、ネットワーク契約に定めた周波数帯域幅を超えた場合は、当社はその月の翌月の周波数帯域幅利用料から、料金表に定める周波数帯域幅の区分のうち月平均最大周波数帯域幅の属する区分へネットワーク契約を変更させていただきます。

- 2 前項の契約者は、前項によるネットワーク契約の変更があった後、月平均最大周波数帯域幅の値が、前項によりネットワーク契約が変更となった周波数帯域幅区分からより小さい周波数帯域幅区分に該当することとなったときは、周波数帯域幅の区分について、ネットワーク契約の変更を当社に請求することができます。

但し、その変更請求は、前項による契約変更のあった月から3か月を経過した月以降に行っていただきます。

- 3 当社は、前項の請求があった場合、請求があった月の翌月からネットワーク契約を変更します。但し、前項の請求が当月の20日以降のときは、請求があった月の翌々月からネットワーク契約を変更します。また、本項によるネットワーク契約の変更請求が、第1項のネットワーク契約の変更を行う前のネットワーク契約に定めた周波数帯域幅を縮小することとなるときは、そのネットワーク契約の変更請求はできません。

#### 第4節 当社が行うネットワーク契約の変更

(トランスポンダの使用不能に伴うネットワーク契約の変更)

第28条 当社は、EsBird サービスの提供に使用する人工衛星がトランスポンダの使用不能となり EsBird サービスを提供できない場合で、ネットワーク契約に定めた契約事項と異なる契約事項によって EsBird サービスを提供できるときは、契約者にその旨書面で通知します。

契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にそのネットワーク契約を変更していただきます。

#### 第5節 EsBird サービスの利用開始日等

(地球局の運用開始可能日)

第29条 当社は EsBird サービスの提供に係る地球局について、電波法の規定に基づく検査を受けます。

- 2 当社は、電波法の規定に基づく前項の検査を受けた後、地球局の無線局の免許が得られたときは、すみやかに書面により契約者にその地球局の運用が開始可能となる日（以下「運用開始可能日」といいます。）を通知します。
- 3 契約者は、前項の地球局の運用開始可能日以降でなければ、その地球局を使用することはできません。
- 4 EsBird サービスの提供に係る地球局を追加、取り止め、変更、取り換え又は移転したときは、前3項を準用します。

(利用開始日)

第30条 EsBird サービスの利用開始日は、ネットワーク契約に定めた利用開始予定日とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、サービスイン判定設備の運用開始可能日が利用開始予定日より遅れた場合は、そのサービスイン判定設備の運用開始可能日を EsBird サービスの利用開始日とします。但

し、サービスイン判定設備の運用開始可能日の遅れが、契約者の責による場合は、この限りではありません。

- 3 第 19 条（サービス品目の追加等の請求）及び第 22 条（変更の請求に対する承諾）により追加となるサービス品目の利用開始日は、その追加となるサービス品目の利用開始予定日とします。

（追加となる EsBird 地球局設備等の供用開始日等）

第 31 条 当社は、第 21 条（EsBird 地球局設備等の変更等の請求）及び第 22 条（変更の請求に対する承諾）により追加となった EsBird 地球局設備等について利用可能となる日（以下「供用開始日」といいます。）を定めます。

但し、供用開始日は、第 29 条（地球局の運用開始可能日）により定められる地球局の運用開始可能日以降の日とします。

- 2 追加となる EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日は、当該 EsBird 地球局設備等について契約者が検収を行った日とします。

但し、モデムカードの数を増加したのみの EsBird 地球局設備等については、貸与期間の終了日を従前どおりとします。

## 第6節 ネットワーク契約等の解除

(当社が行うネットワーク契約の解除)

第32条 当社は、次のいずれかの場合には、ネットワーク契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金またはその他の債務等のいずれかについて、料金表第8条(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにもかかわらず、当該債務等を支払わなかったとき。
- (2) 第42条(サービス提供の停止)の規定に基づき EsBird サービスの提供を停止した場合で停止期間が14日以上となったとき。
- (3) トランスポンダの使用不能が発生し、契約者が第28条(トランスポンダの使用不能に伴うネットワーク契約の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内にネットワーク契約の変更を行わなかったとき。
- (4) トランスポンダの使用不能が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても EsBird サービスの提供ができず、かつ契約で定めた契約事項と異なる契約事項による EsBird サービスの提供もできないとき。
- (5) センター局、サブセンター局または当社の電気通信設備に障害が発生し、そのセンター局、サブセンター局または電気通信設備以外のセンター局、サブセンター局または電気通信設備によっても EsBird サービスの提供ができず、かつ契約で定めた契約事項と異なる契約事項による EsBird サービスの提供もできないとき。

2 当社は、前項第(1)号、第(2)号又は第(3)号の規定によりネットワーク契約を解除するときは、あらかじめ、契約者に通知しますが、前項第(4)号又は第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。

3 当社は、第1項第(2)号の規定に拘わらず、契約者が第42条(サービス提供の停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、EsBird サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちにネットワーク契約を解除することがあります。

4 当社は、第1項第(2)号の規定に拘わらず、第42条(サービス提供の停止)第2項の規定に該当した場合において、同条同項に基づく EsBird サービスの提供の停止を行わず、書面による通知によって、直ちにネットワーク契約を解除することがあります。

(契約者が行うネットワーク契約の解除)

第33条 契約者は、ネットワーク契約の解除、サービス品目の数の減、又は EsBird 地球局設備等の数の減を行おうとするときは、実施しようとする日の1ヶ月前までに、当社に書面により通知していただきます。

- 2 前項により契約者がネットワーク契約の解除又は EsBird 地球局設備等の数の減を行ったときは、第 57 条（解除料の支払義務）に規定する解除料を当社に支払っていただきます。

#### 第7節 一斉配信サービス A の予約等

##### 第34条～第40条 削除

## 第4章 EsBird サービスの提供の中止及び停止

(サービス提供の中止)

第41条 当社は、次のいずれかの場合には、EsBird サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備（EsBird 地球局設備等を除きます。）の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第44条（専用回線の利用の制限）の規定により、EsBird サービスの提供を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により EsBird サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービス提供の停止)

第42条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、EsBird サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務のいずれかについて、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第75条（通信の秘密保護）の規定に違反したとき。
- (3) 第78条（電波干渉対策に要する工事等）の規定に違反したとき。
- (4) 第77条（EsBird 地球局設備等の保管及び運用等）の規定に違反したとき。
- (5) 第64条（地球局の検査及び EsBird 地球局設備等の点検）の規定に違反して、当社の検査又は点検を拒んだとき。
- (6) EsBird 地球局設備等に関し、事業法、事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令）に定める条件及び当社が別に定める技術条件

及び第7条（使用する周波数）の規定に基づき当社が指定した送信周波数を遵守しないとき。

- (7) 当社の承諾を得ずに、専用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
- (8) EsBird 地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他 EsBird サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を EsBird 地球局設備等から取りはずさなかったとき。
- (9) 前8号のほか、EsBird サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (10) 第79条（他人に利用させる場合の契約者の義務）第2項の規定に違反した場合で、契約者以外の者のなす行為が前9号のいずれかに該当したとき。

2 当社は、契約者の EsBird サービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、EsBird サービスの提供を停止します。

3 当社は、前2項の規定により EsBird サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、提供を停止する EsBird サービスが第 44 条（専用回線の利用の制限）の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3 項の規定にかかわらず、そのEsBird サービスの提供の停止について、あらかじめ、その契約者と協議します。ただし、その停止が第 2 項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

## 第5章 接続等

(他社回線との接続)

第43条 契約者は、EsBird 地球局設備等に当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合又は EsBird 地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して EsBird 地球局設備等に社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合、若しくは EsBird サービスの提供に支障があるとき、又は支障の生じる恐れのあるときを除いて、その請求を承諾します。

3 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

## 第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第44条 当社は、EsBird サービスの全部を提供することができなくなったときで、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う必要があるときは、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

## 第7章 料金等

### 第1節 料金

(料金)

第45条 当社が提供する EsBird サービスの料金は、料金表第1表（双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料）に規定する周波数帯域幅利用料から料金表第13表（予備品貸与料）に規定する予備品貸与料までを合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

(周波数帯域幅利用料の支払義務)

第46条 契約者は、第13条（サービス期間）に規定するサービス期間について、周波数帯域幅に応じて、料金表第1表（双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料）に規定する周波数帯域幅利用料を支払っていただきます。

また、契約者は、第19条（サービス品目の追加等の請求）及び第22条（変更の請求に対する承諾）、又は第27条（周波数帯域幅の変更）により、周波数帯域幅が変更となったときは、変更となった日から、料金表に定める周波数帯域幅の区分のうち、変更となった周波数帯域幅の属する区分の周波数帯域幅利用料を支払っていただきます。

- 2 契約者は、第42条（サービス提供の停止）の規定に基づく EsBird サービスの提供の停止の期間についても、双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料を支払っていただきます。

(ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料の支払義務)

第47条 契約者は、EsBird 地球局設備等の貸与期間において、EsBird 地球局設備等の種類及び EsBird 地球局設備等に装填するモデムカードの数量、モデムカードの速度に応じて、料金表第3表（ネットワーク利用料）に規定するネットワーク利用料を支払っていただきます。

- 2 契約者は、第14条（EsBird 地球局設備等の貸与期間）第3項及び第4項の規定により貸与期間が延長となった EsBird 地球局設備等について、延長となった貸与期間において、EsBird 地球局設備等の端末の種類及び EsBird 地球局設備等に装填するモデムカードの数量、モデムカードの速度に応じて、料金表第4表（延長ネットワーク利用料）に規定する延長ネットワーク利用料を支払っていただきます。

- 3 契約者は、第 21 条 (EsBird 地球局設備等の変更等の請求) 第 1 項及び第 22 条 (変更の請求に対する承諾) により追加となった EsBird 地球局設備等について、その貸与期間において、EsBird 地球局設備等の種類及び EsBird 地球局設備等に装填するモデムカードの数量、モデムカードの速度に応じて、料金表 第 3 表 (ネットワーク利用料) に規定するネットワーク利用料を支払っていただきます。追加となった EsBird 地球局設備等の貸与期間が延長となった場合は、その延長となった貸与期間において、EsBird 地球局設備等の種類及び EsBird 地球局設備等に装填するモデムカードの数量、モデムカードの速度に応じて、料金表第 4 表 (延長ネットワーク利用料) に規定する延長ネットワーク利用料を支払っていただきます。
- 4 契約者は、第 42 条 (サービス提供の停止) の規定に基づく EsBird サービスの提供の停止の期間についても、ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料を支払っていただきます。

(ネットワーク登録料の支払義務)

第 48 条 契約者は、ネットワーク契約に基づく EsBird サービスの利用に関し、料金表第 5 表 (ネットワーク登録料) に規定するネットワーク登録料を支払っていただきます。

但し、EsBird 地球局設備等の貸与期間の月数を上限として、ネットワーク登録料の元利均等方式による分割払いを可能とします。この場合の利率は、年 2.7%とします。

(モデムカード増加料の加算)

第 49 条 契約者は第 21 条 (EsBird 地球局設備等の変更等の請求) 第 2 項及び第 22 条 (変更の請求に対する承諾) により、EsBird 地球局設備等に装填するモデムカードの数を増加させた場合、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に、料金表第 6 表 (モデムカード増加料) に規定するモデムカード増加料を加算して、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料として支払っていただきます。

(予備品貸与料の加算)

第 50 条 契約者は第 25 条 (EsBird 地球局設備等の予備品の貸与) により、EsBird 地球局設備等の予備品の貸与を受ける場合、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に、料金表第 13 表 (予備品貸与料) に規定する予備品貸与料を加算して、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料として支払っていただきます。

(仕様追加料の加算)

第 51 条 契約者は、第 23 条 (EsBird 地球局設備等の仕様追加) により、EsBird 地球局設備等の仕様の追加をした場合、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に、料金表第 7 表 (仕様追加料) に規定する仕様追加料を加算して、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料として支払っていただきます。

(メーカー指定料の加算)

第 52 条 契約者は、第 24 条 (EsBird 地球局設備等のメーカー指定) により、EsBird 地球局設備等のメーカーを指定した場合、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に、料金表第 8 表 (メーカー指定料) に規定するメーカー指定料を加算して、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料として支払っていただきます。

(設定変更等作業料の支払義務)

第 53 条 契約者は、第 9 条 (EsBird 地球局設備等) 第 8 項により、当社に設定変更等作業を依頼したときは、料金表第 9 表 (設定変更等作業料) に規定する設定変更等作業料を支払っていただきます。

(設備交換料の支払義務)

第 54 条 契約者は、第 9 条 (EsBird 地球局設備等) 第 10 項により、EsBird 地球局設備等の交換機器の貸与を受けることになったときには、料金表第 12 表 (設備交換料) に規定する設備交換料を支払っていただきます。

- 2 契約者は、前項により EsBird 地球局設備等の交換を行っているとき、又行った後にも、従前どおり周波数帯域幅利用料、ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料を支払っていただきます。

(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払義務)

第 55 条 契約者は、電波法に定める特定無線局 (包括免許制度適用の無線局) とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第 10 表 (無線局免許取扱手数料) に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。

- 2 EsBird 地球局設備等にモデムカードを追加すること等により、当該無線局について新たに電波法第 38 条 の 2 第 1 項の規定に基づく技術基準適合証明を取得する必要がある場合は、当社がこれを行うものとし、契約者は、料金表第 11 表 (証明取得料) を支払っていただきます。電波法に定める特定無線局 (包括免許制度適用の無線局) とする無線局及びそれ以外の無線局に関し、本項が適用されます。

(支払いを要しない料金)

第 56 条 契約者は、当社が第 41 条 (サービス提供の中止) の規定に基づき EsBird サービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して 12 時間以上その中止が連続したときは、中止した時間 (12 の倍数である部分に限ります。) に対応する周波数帯域幅利用料、ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料の支払いは要しません。

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、次に掲げる理由により EsBird サービスを利用できなかった場合、そのことを当社が知った時刻から起算して 12 時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用ができなかった時間 (12 時間の倍数である部分に限ります。) に対応する周波数帯域幅利用料、ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料の支払は要しません。

- (1) トランスポンダの使用不能
- (2) 太陽雑音による使用不能

- 3 契約者は、前 2 項の規定に基づく場合のほかは料金等の支払いを要します。

(解除料の支払義務)

第 57 条 契約者は、利用開始日の前日までの日に、第 33 条 (契約者が行うネットワーク契約の解除) の規定に基づくネットワーク契約の解除又は EsBird 地球局設備等の数の減を行うこととなる場合に

は、料金表第 14 表（解除料）第 1（利用開始日の前日までの解除料）に規定される解除料の合計額を EsBird サービスの解除料として支払っていただきます。

- 2 契約者は、利用開始日以降の日に、第 33 条（契約者が行うネットワーク契約の解除）の規定に基づきネットワーク契約を解除又は EsBird 地球局設備等の数の減を行ったとき、若しくは当社が第 32 条（当社が行うネットワーク契約の解除）第 1 項第（1）号、第（2）号、第 3 項及び第 4 項の規定に基づきネットワーク契約を解除したときは、料金表第 14 表（解除料）第 2（利用開始日以降の解除料）に規定される解除料の合計額を EsBird サービスの解除料として支払っていただきます。

（ネットワーク登録料の全額支払義務）

第 58 条 契約者は、第 48 条（ネットワーク登録料の支払義務）の規定により、ネットワーク登録料を分割払いとした場合で、ネットワーク契約の解除となったときは、ネットワーク登録料の未支払分を一括して当社に支払っていただきます。

（取消料の支払義務）

第 59 条 契約者は、第 38 条（予約の取消しの請求）、第 39 条（予約事項の変更）第（3）号により、一斉配信サービス A の予約の取消しをした場合は、料金表第 15 表（取消料）に規定される取消料を支払っていただきます。

### 第 3 節 料金の計算

（料金の計算方法）

第 60 条 料金の計算方法等は料金表通則に定めるところによります。

### 第 4 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 61 条 契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

（延滞利息）

第 62 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

## 第5節 違約金

(違約金)

第 63 条 契約者は、当社が第 42 条（サービス提供の停止）の規定に基づき契約者に EsBird サービスの提供の停止を通知したにもかかわらず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、その利用を停止しない時間（1分の倍数である部分に限ります。）に対応する当該 EsBird サービスに係る周波数帯域幅利用料の10倍に相当する額を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

## 第8章 保守

(地球局の検査及び EsBird 地球局設備等の点検)

第 64 条 当社は、電波法及び電波法関係法令に基づき EsBird 地球局設備等の検査及び機能確認を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者に通知します。

2 契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。

3 第 1 項の検査及び点検を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(契約者の維持責任)

第 65 条 契約者は、EsBird 地球局設備等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 66 条 契約者は、EsBird サービスを利用することができなくなった場合には、自営端末設備、自営電気通信設備又は EsBird 地球局設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の契約者による確認に際して、契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験によりトランスポンダ及び EsBird サービスの提供に係る電気通信設備 (EsBird 地球局設備等を除きます。) に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、EsBird サービスを利用できない原因が自営端末設備、自営電気通信設備又は EsBird 地球局設備等にあったときは、契約者に料金表第9表 (設定変更等作業料) に規定する額を支払っていただきます。

(専用回線の修理又は復旧の順位)

第 67 条 当社は、専用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 44 条 (専用回線の利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の専用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関（海上保安庁の機関を含みます。）に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

2 前項の規定に基づく専用回線の修理又は復旧の順位が同一のときは、次の各号の順序に従って、修理又は復旧します。

- (1) 利用開始日の早い順序
- (2) 利用開始日が同一のときは、ネットワーク契約の締結の順序

## 第9章 損害賠償等

### (責任の制限)

第 68 条 当社は、EsBird サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由（EsBird 地球局設備等に係るものを除く。）によりその提供をしなかったときは、その EsBird サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者に損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、電気通信回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（12 時間の倍数である場合に限り。）に対応する当該 EsBird サービスに係る周波数帯域幅利用料、ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料を契約者の被った損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により EsBird サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

### (免責)

第 69 条 当社は、EsBird サービスの提供の開始がネットワーク契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、契約者の被る損害の賠償請求に応じません。

2 当社が専用回線端末等の接続の技術的条件の規定を変更したため、現に EsBird 地球局設備等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については、負担しません。

3 EsBird 地球局設備等の不具合に起因して契約者に発生した損害については、当社は負担しません。

## 第10章 EsBird 地球局設備等に係る保険

(保険付保)

第70条 当社は、契約者に貸与する EsBird 地球局設備等に関し、当社が選定する動産総合保険及び第三者損害賠償保険を付保する措置を採ります。

2 前項の保険付保に係る保険料相当額は、ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料に含まれます。

(修理費用の補填等)

第71条 地震・台風等の自然災害を除く突発的な事故等に起因して EsBird 地球局設備等に損害が生じ、契約者がその損害を回復する修理を行った場合、当社は、契約者の請求に基づき、当社が付保する保険の補償範囲内でその修理費用を負担します。契約者は、本項の請求を行う場合、当社に修理費用を証明する書類等を提出していただきます。

但し、契約者の故意又は重過失等の保険契約の免責事項に該当し、保険金が給付されない損害による修理の場合の修理費用は、契約者の負担とします。また、修理費用のうち、保険契約に定める免責額までの金額及び当社に給付される保険金額を超える修理費用の部分については、契約者の負担とします。

(解除料の免除)

第72条 事故、盗難等に起因して、EsBird 地球局設備等が使用不能となり、第57条(解除料の支払義務)に基づく EsBird 地球局設備等の利用取り止めに伴う解除料が発生する場合、契約者は、その解除料の支払いを要しません。

但し、契約者の故意又は重過失・災害等の保険契約の免責事項に該当し、保険金が給付されない EsBird 地球局設備等に係る解除料は、この限りではありません。

また、解除料のうち、保険契約に定める免責額までの金額及び当社に給付される保険金額を超える額については、契約者は支払いを要します。

(第三者損害賠償保険の取り扱い)

第73条 第三者損害賠償保険の取り扱いについては、当社が定める「EsBird 地球局設備等の提供条件」に定めます。

(調査等への協力)

第74条 契約者は、EsBird 地球局設備等に係る保険を引き受けている保険会社の調査に協力し、当社及びその保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出していただきます。

## 第 1 1 章 その他の提供条件

(通信の秘密保護)

第 75 条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めたときは、契約者に、EsBird サービスを利用して伝送するデータを契約者（第 79 条（他人に利用させる場合の契約者の義務）の規定に基づき EsBird サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。）以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(EsBird 地球局設備等の据え付けに関する申請等)

第 76 条 契約者は、EsBird 地球局設備等の据え付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請が必要な場合は、契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(EsBird 地球局設備等の保管及び運用等)

第 77 条 契約者は、EsBird 地球局設備等に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、EsBird 地球局設備等の追加、変更、取り換え、移転又は撤去を行わないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して EsBird 地球局設備等を保護する必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、EsBird 地球局設備等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) EsBird 地球局設備等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (4) 当社が別に定める EsBird 地球局設備等に関する運用規則を遵守すること。
- (5) EsBird 地球局設備等に関し、第 9 条（EsBird 地球局設備等）第 6 項の規定により当社が定める「EsBird 地球局設備等の提供条件」に基づいて、EsBird 地球局設備等の保守を実施すること。

2 EsBird 地球局設備等が電波干渉によってその仕様を満たすことができなくなったときは、当社が指定する期日までに、契約者の責任と負担において仕様を満たすことができるよう EsBird 地球局設備等の追加、変更又は取り換えを行なっていただきます。

3 契約者は、第 64 条（地球局の検査及び地球局設備の点検）の規定に基づく検査及び点検に必要な協力をしていただきます。

(電波干渉対策に要する工事等)

第 78 条 契約者は、EsBird 地球局設備等に関し、電波干渉対策が必要と当社が認めたときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を契約者の責任と負担において実施していただきます。

(他人に利用させる場合の契約者の義務)

第 79 条 契約者は、EsBird サービスを契約者以外の者に利用させる場合は、事前にその旨の請求を当社に行っていただきます。また、その利用者を変更するときも、同様とします。

- 2 前項の請求があった場合、当社は EsBird サービスの提供に支障のない限り、その請求を承諾します。
- 3 契約者は、EsBird サービスを契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく契約者の義務をその利用者にも厳守させ、また、その利用者が EsBird サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

(EsBirdサービスの提供範囲等)

第 80 条 EsBirdサービスの提供範囲は、当社のセンター局及びサブセンター局地球局設備からEsBird地球局設備までとします。契約者と当社との責任分界点は、EsBird地球局設備のLANポートとします。

(法令に規定する事項)

第 81 条 EsBird サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(その他の提供条件)

第 82 条 EsBird サービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

附則

(実施期日)

この約款は、平成18年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成18年6月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成18年8月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成20年9月30日より実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改定規定は平成22年4月1日より実施します。但し、契約約款第4条第1項の規定に基づく一斉配信サービスBについては、当社が別に定める日よりサービス提供を開始します。

(一斉配信サービスの経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている一斉配信サービスについては、この約款実施の日より、約款第4条（EsBird サービスの品目等）第1項の規定に基づく一斉配信サービスAとみなします。

(EsBird ラインの提供条件に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている EsBird ライン（以下「EsBird ライン」といいます。）の提供条件を、次条及び第5条に定めます。

(用語の特例)

第4条 約款第3条の規定に拘わらず、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
22 センター局	EsBird 地球局設備等の監視、制御機能（アナログ方式による音声サービスの提供に係る機能を含む。）を有し、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据え付ける地球局設備の主局
23 サブセンター局	EsBird 地球局設備等の監視、制御機能（アナログ方式による音声サービスの提供に係る機能を除く。）を有し、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据え付ける地球局設備の副局

(EsBird サービスの品目等)

第5条 契約約款第4条の規定に拘わらず、EsBird ラインの品目を以下に定めます。

品 目	内 容
EsBird ライン	人工衛星による Ku バンドの電波中継において、ネットワーク契約に基づき、回線接続要求時に符号分割多重アクセスにより回線を設定する方式(CDMA 方式)を用いた2地点間の双方向のアナログ方式による音声サービス

- 2 契約者の申し出により、双方向通信サービスと EsBird ラインを当社のセンター局で接続して利用することが可能です。本項に基づく設定変更作業については、契約約款第 53 条（設定変更等作業料の支払義務）に基づき、設定変更料の支払いが必要になります。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年10月1日より実施します。

(一斉配信サービスの経過措置)

第2条 平成22年4月1日の改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている一斉配信サービスについては、平成22年4月1日付附則第2条（一斉配信サービスの経過措置）のとおりとします。

(EsBird ラインの提供条件に関する経過措置)

第3条 平成22年4月1日の改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている EsBird ラインについては、平成22年4月1日付附則第3条（EsBird ラインの提供条件に関する経過措置）から第5条（EsBird サービスの品目等）のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成25年2月1日より実施します。

(EsBird ラインの品目等)

第2条 契約者の申し出により、双方向通信サービスと EsBird ラインを当社の EsBird ラインに係るセンター局で接続して利用することが可能です。本項に基づく設定変更作業については、契約約款第 53 条（設定変更等作業料の支払義務）に基づき、設定変更料の支払いが必要になります。

附則

(実施期日)

この約款は、平成27年9月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、令和2年3月31日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、令和4年10月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、令和5年4月1日より実施します。

---

資料名 EsBirdサービス契約約款

資料番号 SAD-O1-23-001

平成 18年 4月 1日 第1版  
平成 18年 6月 1日 第2版  
平成 18年 8月 1日 第3版  
平成 20年 9月 30日 第4版  
平成 22年 4月 1日 第5版  
平成 22年 10月 1日 第6版  
平成 25年 2月 1日 第7版  
平成 27年 9月 1日 第8版  
令和 2年 3月 31日 第9版  
令和 4年 10月 1日 第10版  
令和 5年 4月 1日 第11版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL: 03-5571-7770

---